定 期 支 払 制 度 に つ い て

１．定期支払制度とは

年間を通じて、毎月または定期にお支払いをする経費について、債権者の方からの申し込みにより、市に登録している金融機関の口座へお支払いする制度です。

「定期支払登録申請書」を提出いただき、手続きが完了すると、支払毎の請求書の提出を省略することができ、業務履行の検査終了後、支払指定日に支払われます。

支払日が予め確定されているため、入金の確認が容易になります。

２．制度利用の要件

(1) 契約書により、契約の目的たる給付の完了の時期が確定していること。

※完了の時期が確定していないものは対象外です。

(2) 契約書により、対価の額及び支払の時期が定められていること。

(3) 定期支払による1会計年度内の支払回数が3回以上あること。

(4) 相手方登録がされていること。

(5) 所得税法に定める源泉徴収義務がある支払でないこと。

(6) 資金前渡、概算払又は繰替払の方法による支出ではないこと。

３．申込方法及び支払日

契約毎に「定期支払登録申請書」を作成し、業務担当課に提出してください。

支払は、業務実施月の翌月25日（25日が土日祝日等の場合は別日）となり、前月15日頃までに提出された案件が対象となります。（前払金の場合には、個別に調整しますのでご連絡ください。）

複数年契約の場合、毎年定期支払登録申請書の提出が必要となります。

支払スケジュールについては翌年度分を毎年3月頃に船橋市HPにてお知らせしています。

【定期支払登録申請書のダウンロード・支払スケジュール等の確認】

船橋市HP　https://www.city.funabashi.lg.jp

トップ　⇒　市政・市の紹介　⇒　出納・公金の管理　⇒　定期支払制度

４．年度途中での内容の変更及び取消について

（1）　変更契約により、支払時期又は支払金額が変更した場合

⇒再度「定期支払登録申請書」の提出が必要となります。変更後の情報を記入して変更契約後速やかに業務担当課に提出してください。

（2）　登録の廃止を希望する場合

⇒「定期支払登録廃止申請書」の提出が必要となります。業務担当課に提出してください。

※提出の時期により、定期支払の支払停止時期が異なります。提出をしていただいても、既に支払の処理を行っている場合には、次回支払分を定期支払として指定日に支払を行うこととなりますので、廃止を希望される場合には、事前に業務担当課に連絡し、支払時期の確認をしてください。

５．質問及び回答

	質問	回答
1	この制度のメリットは何ですか。	支払毎の請求書の提出が不要になりますので、作成事務・発送事務の事務負担が軽減されるものと考えています。また、毎月決まった日に支払われますので、入金の管理が容易になります。
2	要件に合致するものについては必ず申請をしなければならないのですか。	強制ではありません。 事業者の方にもメリットのある制度だと考えておりますのでご検討ください。
3	定期支払登録申請書の申請者欄の書き方を教えてください。	申請者欄は、すべて契約書（変更契約した場合には変更後のもの）に記載したものと同じ内容で作成してください。
4	定期支払登録申請書はいつまでに提出すればよいのですか。	定期支払開始月の前月 15 日までに提出してください。
5	代表者が変更となった場合には、特別な手続きが必要ですか。	定期支払としての特別な手続きは必要ありません。従来どおり「相手方登録申請書」の提出又はちば電子調達システムへの申請等を行ってください。
6	変更契約が生じた場合には、特別な手続きが必要ですか。	変更契約により定期支払登録申請書の内容に変更が生じた場合には、再度変更後の内容を記載した定期支払登録申請書の提出が必要となります。
7	契約している案件を契約解除することとなった場合には、特別な手続きは必要ですか。	定期支払としての提出書類はありません。
8	通帳への記帳内容に変更はありますか。	変更ありません。従来と同じように記帳されます。
9	定期支払登録をすることによって、インボイスの提出は不要になりますか。	業務担当課の求めに応じ、インボイスの提出をお願いします。

【問い合わせ先】
制度について：　会計課審査第一・第二係
（電話）　047-436-2725・2726

支払先口座情報について：　業務担当課